館山市農業委員会総会会議録

１．開催日時　　令和３年11月５日（金）15時00分～15時50分

２．開催場所　　館山市役所本館２階会議室

３．出席委員　　（９人）

会長	５番	脇田安保
会長職務代理者	３番	杉田恒雄
	１番	原　晴美
	２番	山田　滋
	４番	川名初江
	６番	石井康博
	７番	安西純夫
	８番	寺田哲雄
	９番	三上英男

４．議事録署名委員の指名

５．議事日程

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農用地利用集積計画の決定について

報告事項　第１号　農地法第18条第６項の規定による合意解約について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	千原 秀樹
主幹・農地係長	石井 良市
主査	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦

7．会議概要

議　　長	ただ今から、令和3年第11回館山市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。 なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。 次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり。） それでは、1番 原委員、2番 山田委員 にお願いします。 なお、第4条及び第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。 これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。 なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。 はじめに、議事日程第1　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 そのうち、はじめに整理番号5について審議します。 この案件は、農業委員に関係する案件です。農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで地元推進委員には退席をお願いします。 地元推進委員退席により、暫時休憩とします。 （農業委員退席） 休憩前に引き続き、会議を再開します。 事務局より、説明をお願いします。 資料の2ページ、整理番号5について審議します。 それでは、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号5　所在地は 上野原 下長田105番7他1筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計181㎡の売買による所有権移転の案件です。 譲渡人は、譲渡人は市内坂井にお住いの57歳の方、譲受人は市内高井にお住いの63歳の方、です。 事由としては、譲渡人は、自宅から遠く耕作できないため譲渡すと

のことです。
譲受人はサツマイモの栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。
まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。
次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。
第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません
また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議　　長　　説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
（挙手全員）

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

農業委員の入室により、暫時休憩とします。

（地元推進委員着席）

休憩前に引き続き会議を再開します。
残りの案件について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事　　資料の1ページ、整理番号1　所在地は 笠名 二反畑1594番1他1筆、登記地目、現況地目、共に畑で246㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、北九州市にお住いの67歳の方、譲受人は市内山荻にお住いの66歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため、譲り渡します。
譲受人はこれらの農地を取得して、落花生、空豆、茄子等を栽培し

農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号２　所在地は 笠名 中台 32 番 2 他 4 筆、登記地目、現況地目、共に畑が 1568 ㎡、登記地目、現況地目、共に田が 1014 ㎡、登記地目、田、現況地目、畑が 631 ㎡、合計 3213 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市内笠名にお住まいの 72 歳の方、譲受人は議案番号 1 と同じ市内山荻にお住いの 66 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。
譲受人はこれらの農地を取得して、落花生、空豆、茄子等を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号３　所在地は 北条 八反目 153 番他 1 筆、登記地目、現況地目、共に田が 743 ㎡、登記地目、現況地目、共に畑が 218 ㎡、合計 961 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、相続人不存在のため、相続財産管理人弁護士、譲受人は市内北条にお住いの 67 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続人不存在のため、譲り渡します。
譲受人はこれらの農地を取得して、落花生、枝豆、大根等を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号４　所在地は 亀ケ原 川間 940 番 3、登記地目、現況地目、共に畑で 300 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市原市にお住いの 73 歳の方他 1 名、譲受人は埼玉県川口市にお住いの 56 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。
譲受人は空き家付き農地の取得制度を利用し、これらの農地を取得して、野菜を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号６　所在地は 上野原 下長田 105 番 8 他 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 506 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市内長須賀にお住いの 72 歳の方、譲受人は整理番号 5 と同じ市内高井にお住いの 63 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。
譲受人はこれらの農地を取得してサツマイモの栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号７　所在地は 山荻 川久保 1006 番、登記地目、現況地目、

共に畑で 867 ㎡の贈与による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市内山荻にお住いの 93 歳の方、譲受人は市内山荻にお住いの 69 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。
譲受人はこの農地を取得して長芋、里芋等の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 8　所在地は 大網 清水谷 331 番他 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 1523 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市内大網にお住いの 72 歳の方、譲受人は市内洲宮にお住いの 55 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。
譲受人はこれらの農地を取得して稲作を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 9　所在地は 腰越 西 843 番他 1 筆、登記地目、現況地目、共に田が 1988 ㎡、登記地目、田、現況地目、畑が 2654 ㎡、合計 4642 ㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、横浜市にお住いの 81 歳の方、譲受人は市内下真倉にお住いの 59 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため譲り渡します。
譲受人はこれらの農地を取得して稲作及びヤシやソテツ等の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 10　所在地は 大井 船田 1143 番他 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 895 ㎡の贈与による所有権移転の案件です。
譲渡人は、千葉市にお住いの 94 歳の方、譲受人は市内大井にお住いの 75 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため譲り渡します。
譲受人はこれらの農地を取得して菜花等の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。
まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作するこ

とが見込めますので、該当しません。
次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。
第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません
また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議　　長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
（挙手全員）

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。
資料の3ページ、整理番号1について審議します。

事務局より、説明をお願いします。

主任主事

整理番号1　所在地は 亀ケ原 藏敷70番4、登記地目、現況地目、共に畑で355㎡の案件です。
申請人は市内那古の法人です。
転用の事由及び施設は、申請人は令和2年11月にこの土地に建売分譲住宅、木造2階建てを建設するため農地法第5条の許可をとりましたが、平屋のニーズが多く、建売分譲住宅から特定建築条件付売買予定地に変更したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。
第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅等は許可できることとなっており、それに該当します。
農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書が添付されており、有りと判断します。
農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。
農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

	する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年12月1日から工事着手し、令和4年8月末日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。
議　　長	説明が終わりました。 整理番号1については、当初の建売分譲住宅から特定建築条件付売買予定地に変更しようとするものです。 3番委員、ご意見等ございますか。
3番委員	特に問題無いと思います。
議　　長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議　　長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問等無いようですので、お諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 （挙手全員） 承認する者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。 つづきまして、議事日程第3　議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 資料の4ページ、整理番号1について審議します。 事務局より説明をお願いします。
主任主事	資料の4ページ、整理番号1　所在地は 亀ケ原 藏敷70番4、登記地目、現況地目、共に畑で355㎡の案件です。 この案件は、議案第2号と同一の案件ですが、計画変更と4条申請が必要な案件となっています。 申請人は市内那古の法人です。 転用の事由及び施設は、申請人は令和2年11月にこの土地に建売分譲住宅、木造2階建てを建設するため農地法第5条の許可をとりましたが、平屋のニーズが多く、建売分譲住宅から特定建築条件付売買予定地に変更したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第１種農地と判断されます。
第１種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅等は許可できることとなっており、それに該当します。
農地法第５条第２項第３号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書が添付されており、有りと判断します。
農地法第５条第２項第４号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。
農地法第５条第２項第６号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和３年12月１日から工事着手し、令和４年８月末日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

議　　長　　説明が終わりました。

整理番号１については、特定建築条件付売買予定地にしようとするものです。

３番委員、ご意見等ございますか。

３番委員　　特に問題無いと思います。

議　　長　　該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員　　現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議　　長　　その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
（挙手全員）

承認する者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第４　議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の５ページ、整理番号１から４について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の5ページ､整理番号1　所在地は 湊 堂ノ下387番1他1筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計258㎡の所有権移転の案件です。

申請人は市内湊にお住いの82歳の方です。

転用の事由及び施設は、近くで自動車修理工場等を営んでいるが、廃車置き場や代車置場が不足しているため、車両置場7台として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年12月15日から工事着手し、令和4年3月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2と3は、同一の事業ですので、一括して説明いたします。所在地は　正木 干潟1160番4他1筆、登記地目、現況地目、共に田で合計1007㎡の所有権移転の案件です。

申請人は東京都中央区にお住いの44歳の方です。

転用の事由及び施設は、隣地で宿泊施設3棟、近くで宿泊施設4棟を営業しており、一体として運営することにより、集客増が見込めるため、宿泊施設、木造平屋建て2棟、及びＢＭＸ練習場を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年12月15日から工事着手し、令和4年4月25日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4　所在地は 北条 金堀977番1他2筆、登記地目、現況地目、共に田で合計1202㎡の所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ケ原の法人です。

転用の事由及び施設は、居住するための環境の良い申請地に、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズに対応する用地として提供したいとのことです

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日から工事着手し、令和4年5月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

	また、以上の案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。 農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。
議　　長	説明が終わりました。 整理番号1については、車両置場7台を建設するための申請になります。 6番委員、ご意見等ございますか。
6番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議　　長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議　　長	整理番号2と3については、宿泊施設2棟及びBMX練習場を建設するための申請になります。 3番委員、ご意見等ございますか。
3番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議　　長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議　　長	整理番号4については、宅地分譲を建設するための申請になります。 6番委員、ご意見等ございますか。
6番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議　　長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議　　長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、議案番号1から4についてお諮り

いたします。
　事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
（挙手全員）

　許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

　つづきまして、議事日程第5議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
資料の7ページから11ページ、整理番号1から31について審議します。

主　　査　　それでは、私の方から説明いたします。資料の7ページをご覧ください。

整理番号1　所在地は、古茂口 沖田1468番 外2筆 地目は田で、合計面積4,581㎡、賃貸借権の設定で、賃料は、コシヒカリ1等米270kg、10a当たり 59 kgです。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者も古茂口の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号2　所在地は、古茂口 女関1422番 外1筆 地目は田で、合計面積3,939㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米210kg、10a当たり 53 kgです。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者も古茂口の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号3　所在地は、古茂口 笠沼1503番 地目は田で面積897㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米30kg、10a当たり33kgです。貸付者は、飯沼にお住まいの方、借受者は古茂口の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号4　所在地は、古茂口 細畑1493番 地目は田で、面積1,271㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米120kg、10a当たり94 kgです。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者も古茂口の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号5　所在地は、古茂口 舟面1442番 外3筆 地目は田で、合計面積4,845㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米150kg、10a当たり 31 kgです。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者も古

茂口の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号6　所在地は、広瀬 上中川1421番1 地目は田で、面積3,005㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米30kg、10a当たり10kgです。貸付者は、沼にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間で、新規設定です。

整理番号7　所在地は、稲 三ノ坪1174番1 地目は田で、面積3,697㎡、賃貸借権の設定で、賃料は20,000円、10a当たり5,410円です。貸付者は埼玉県川口市にお住まいの方です。借受者は宝貝の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号8　所在地は、稲 三ノ坪 1175 番 地目は田で、面積1,600㎡、賃貸借権の設定で、賃料は15,000円、10a当たり9,375円です。貸付者は埼玉県川口市にお住まいの方です。借受者は宝貝の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号9　所在地は、亀ヶ原 神余田438番 地目は田で、面積1,748㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ玄米1等米60kg、10a当たり34kgです。貸付者は北条正木にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号10　所在地は、那古 神明1704番 地目は田で、面積892㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米30kg、10a当たり34kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号11　所在地は、那古 神明1707番 地目は田で、面積899㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米30kg、10a当たり33kgです。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号12　所在地は、正木 市合免448番 外3筆 地目は田で、合計面積5,197㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米180kg、10a当たり35kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木

の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和9年11月30日までの6年間で、新規設定です。

整理番号13　所在地は、正木 市合免 447番 外2筆 地目は田で、合計面積6,215㎡、賃貸借権設定で、賃料はコシヒカリ1等米203kg、10a当たり 33 kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号14　所在地は、正木 新田 4501番 地目は田で、面積1,127㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米37kg、10a当たり33 kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号15　所在地は、正木 新田 4500番 地目は田で、面積1,589㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米53kg、10a当たり33 kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和9年11月30日までの6年間で、新規設定です。

整理番号16　所在地は、正木 市合免430番 地目は田で、面積2,938㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米97kg、10a当たり33 kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和9年11月30日までの6年間で、新規設定です。

整理番号17　所在地は、上野原 天神461番 外7筆 地目は畑・田で、合計面積8,126㎡、使用貸借権の設定で、貸付者は山本にお住まいの方、借受者も山本の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間で、経営移譲年金に伴う再設定です。

整理番号18　所在地は、水玉 下ノ原 414番 地目は田で、面積558㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米17kg、10a当たり30 kgです。貸付者は薗にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和4年11月30日までの1年間で、再設定です。

整理番号19　所在地は、薗 銭田209番1 外4筆 地目は田で、合計面積3,394㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米100kg、10a当たり 29 kgです。貸付者は薗にお住まいの方、借受者は江田の

方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和4年11月30日までの1年間で、再設定です。

整理番号20　所在地は、水玉 下ノ原402番 地目は田で、面積2,066㎡、賃貸借権の設定で、賃料は米60kg、10a当たり29kgです。貸付者は薗にお住まいの方、借受者も薗の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和9年11月30日までの6年間で、再設定です。

整理番号21　所在地は、湊 作ノ田520番 外1筆 地目は田で、合計面積4,996㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米250kg、10a当たり 50kgです。貸付者は湊にお住まいの方、借受者も湊の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、再設定です。

整理番号22　所在地は、国分 市ノ坪405番 地目は畑で、面積186㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1,000円、10a当たり5,376円です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間で、再設定です。

整理番号23　所在地は、上野原 天神436番 地目は田で、面積1,721㎡、賃貸借権の設定で、賃料は8,500円、10a当たり4,939円です。貸付者は大網にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号24　所在地は、大井 大溝1691番 地目は田で、面積646㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米30kg、10a当たり46kgです。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、再設定です。

整理番号25　所在地は、大井 大溝1690番 外1筆 地目は田で、合計面積2,243㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米60kg、10a当たり 27kgです。貸付者は佐倉市にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、再設定です。

整理番号26　所在地は、亀ヶ原 長生田107番 外3筆 地目は田で、合計面積3,640㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米120kg、10a当たり 33kgです。貸付者は亀ケ原にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年12月1

	日から令和13年11月30日までの10年間で、新規設定です。 整理番号27　所在地は、水岡 島廻1271番 地目は畑で、面積1,976㎡、賃貸借権の設定で、賃料は8,330円、10ａ当たり4,216円です。貸付者は水岡にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。 整理番号28　所在地は、山本 引田69番 外1筆 地目は田で、合計面積4,688㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ玄米1等米141kg、10ａ当たり 30 kgです。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。 整理番号29　所在地は、国分 川向595番 地目は田で、面積2,967㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ玄米1等米89 kg、10ａ当たり 30 kgです。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。 整理番号30　所在地は、亀ヶ原 川間956番1 外1筆 地目は田・畑で、合計面積1,542㎡、賃貸借権の設定で、賃料は7,710円、10ａ当たり5,000円です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間で、新規設定です。 整理番号31　所在地は、上野原 上仲井506番 地目は畑で、面積499㎡、賃貸借の設定で、賃料は2,495円、10ａ当たり5,000円です。貸付者は君津市にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で、新規設定です。 以上31案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。
議　　長	説明が終わりました。質問、意見等ございますか。 質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 （挙手全員）

	計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。 つづきまして、報告事項第1号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。 資料の12ページ、整理番号1から5 について、事務局より説明をお願いします。
主　　査	それでは12ページをご覧ください。 整理番号1　所在地は、那古 神明 1704番 地目は田で面積892㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、耕作者を変更するためとのことです。 整理番号2　所在地は、亀ヶ原 神余田438 番 地目は田で面積1,748㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、耕作者を変更するためとのことです。 整理番号3　所在地は、竹原 外之町2913番 外1筆 地目は田で合計面積5,705㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、耕作者が死亡したため、中間管理事業へ変更するためとのことです。 整理番号4　所在地は、水玉 東門338番1 外1筆 地目は田で合計面積4,369㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、耕作者が病気になり、耕作できなくなったためとのことです。 整理番号5　所在地は、稲 下谷 661番1 外3筆 地目は田・畑で合計面積1,791㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、転借人との合意解約が成立して以来、公益社団法人千葉県園芸協会が2年間管理をしてきたが、新たな耕作者が見つからなかったためとのことです。
議　　長	説明が終わりました。何か不明な点はありますか。 無いようですので、第1号の報告を終わります。 以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。 以上で、第11回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。 皆様、ご苦労様でした。

閉　会
　15時50分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長　　勝田安保

館山市農業委員会委員　　原　晴美

館山市農業委員会委員　　小川滋